

真の平和を実現するために 集団的自衛権の行使容認を懸念する

日本福音ルーテル教会
社会委員会

1. 集団的自衛権の行使について

2014年7月1日に内閣は「集団的自衛権の行使容認」を閣議決定し、それに基づいての法整備に取り組む意向を明らかにしました。そこには日本を取り巻く国際情勢の変化や国家安全に対する危機意識の増大も大きな要因として働いていると思われませんが、私たちは、「平和を愛する神の民」として国家と国際社会の平和が武力の行使によってもたらされるという道をとりません。

今回の集団的自衛権の行使容認については、武力行使のための条件（新三要件）が設定されて、その行使が限定的なものあることが表明されていますが、「日本と密接な関係のある」戦闘状態の国の支援を武力によって行うことを容認するものであり、戦争行為をも辞さないことを表明するもので、「戦争の放棄」とは真逆の、戦争行為への道を開くものであると判断します。

私たちは、「国は国に向かって剣を上げず、もはや戦うことを学ばない」（イザヤ2：4）ことを旨とし、「敵を愛し、自分を迫害する者のために祈る」（マタイ5：44）ことこそが真の平和をつくりだしていく道であると確信しています。

2. 閣議決定による憲法解釈について

法は、憲法を含めたあらゆる法が、実際には解釈によって運用されることをわたしたちは法治国家の民としてよく知っています。それだけに法の解釈には慎重さと熟慮が求められます。ましてや国家の基本となる憲法においては、その取扱いは慎重であるべきです。

それにもかかわらず、今回のような与党における合議と閣議によって憲法が解釈され、それが実行されることは、立憲国家としてあってはならないと考えています。それは民主主義を自ら破壊する行為にほかなりません。

国家の基本となる憲法の解釈には、司法による公正な判断と国民による審判が必要であると考えています。

(2014年9月5日)